

令和 7 年度徳島県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

1 認知症対応型サービス事業管理者研修

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」の 4（4）に基づく研修とする。

2 研修対象者

以下の（1）及び（2）の条件を満たす者

- （1）研修対象者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であつて、徳島県認知症介護実践者研修（徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む）を修了している者。
- （2）特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型サービス事業所等の介護職員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。

3 研修内容

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

4 研修日程

別に定める。

5 定員

30 名程度

6 研修費用

受講料は一人 3,000 円とする。（研修当日の受付で支払いをすること）